

## V. 計画の推進に向けて

この章では、本計画を着実に推進していくための道筋を示します。

### 1. 市民・事業者・行政の連携のあり方

良好な景観形成に向けて、市民・事業者・行政の各主体が取組みの方向性を共有し、連携・協調のもと総合的に良好な景観形成の取組みを進める必要があります。

そこで、各主体がどのように連携・協調して良好な景観形成に向けた取組みを進めるかを示します。

#### (1) 行政（市）

行政（市）は、市全体でめざすべき景観形成の理念・目標を掲げ、市民・事業者等との協働のもと、景観形成を先導する役割を果たしていきます。

#### ①必要な施策の総合的かつ計画的な実施

市は、良好な景観の形成を図るために、景観形成の理念やそれぞれの主体の責務などの基本的な枠組みを定める景観条例の制定や、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定める景観計画を、市民・事業者等の意見を踏まえながら策定します。

そして、これらに位置づけられた施策を総合的かつ計画的に実施していきます。施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めることとします。

具体的には、先に述べた類型別に景観形成の方向性を明示し、その実現に向けて大規模な建築物を中心とした景観の誘導を行うほか、「景観重点地区」における規制誘導を含めた積極的な景観形成を図ります。さらに、景観にスポットを当て発掘・共有、保全を図っていく、協働による景観まちづくりを支援していくため、「景観まちづくり推進地区制度」などの制度の運用や、普及・啓発の機会づくりなどの取組みを進めていきます。

#### ②公共施設の整備における先導的な役割の発揮

道路、河川、公園その他の公共施設は、良好な景観を形成していく上で大きな要素を占めています。これらの整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めることとし、整備を行う事業部局との連携に加え、国・県など他の公共施設の整備主体とも十分な連携・調整を行うものとします。

### ③良好な景観の形成に関する知識の普及や意識の高揚等

加えて、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図り、自主的な活動を支援していくために、前述したフォーラム等による啓発活動、情報の提供、助言その他必要な施策を講じていくものとします。

あわせて、景観形成に関する調査、研究等を行うとともに、良好な景観の形成に関する資料の収集及び提供に努めるものとします。

## (2) 市民

景観は、山林や海、河川などの自然、建築物、道路などの人工物、さらにはそこで営まれている人々の活動が重層的に積み重なって育まれたものの総体であり、日常の暮らしや活動において景観を意識し、身近なところから少しずつ良くしていく取組みが広がることで、市の景観はさらに素晴らしいものになっていきます。

そのため、市民・事業者等においても、景観に関心を持ち、身近にできるところから取り組んでいく姿勢が求められます。

また、市民においては、景観を意識したまちづくりを理解し、市の施策に協力するとともに、自らも積極的に景観形成に取り組んでいくことが望まれます。

### ①良好な景観の形成に向けた積極的な役割の発揮

市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めることが望まれます。

具体的には、身の周りの景観にも着目し、できるところから少しずつ良くしていく取組みを進めていくことや、市民による景観まちづくり活動を積極的に発意し、取組みを広げていくことが望まれます。

### ②行政が実施する施策への協力

加えて、市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力していくことが望まれます。

具体的には、市が策定する景観計画の内容を理解し、市が開催する景観に関するフォーラム・勉強会等の機会へ参加することなどが望まれます。

## (3) 事業者

事業者もまた、事業活動を通じて景観形成に関わる主体であることから、市民と同様に景観を意識したまちづくりを理解し、市の施策に協力するとともに、自らも積極的に景観形成に取り組んでいくことが望まれます。

### ①良好な景観の形成に向けた積極的な役割の発揮

事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、事業活動の実施に当たっては、積極的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成に努めていくことが望まれます。

具体的には、良好な景観の形成に向けた工夫を事業活動において積極的に採り入れること、市の景観形成の方向性を理解し建築活動等において配慮を行うこと、あるいは業界団体等で自主的に良好な景観の形成に向けた学習・啓発活動を行うことなどが望まれます。

### ②行政が実施する施策への協力

事業者も、市民と同様に、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力していくことが望まれます。

具体的には、市が策定する景観計画の内容を理解し、市が開催する景観に関するフォーラム・勉強会等の機会へ参加することなどが望まれます。

## 2. 推進体制

計画を着実に推進するため、以下の推進体制づくりに取り組みます。

### (1) 景観形成に向けた調査・審議機関の設置～景観審議会（実施済）

市の良好な景観形成に関する重要な事項についての調査及び審議を行うため、景観審議会を設置します。

### (2) 庁内の連携体制の検討

市の良好な景観形成に向けて、都市計画や中心市街地活性化、観光、文化財、環境などといった施策との連携を進めていくため、庁内検討組織の設置を検討します。

### (3) 専門家の支援体制の検討（実施済）

専門的な見地から本市の景観形成について指導・助言を仰ぐため、専門家による景観アドバイザー制度を検討します。

### (4) 公共事業実施にあたっての連携体制の検討

市内での公共事業の実施にあたって、各種事業の調整や関連する景観施策に関する情報交換等を行うため、国や県、鉄道事業者等関連機関との連絡・調整を密に行うこととします。

また、一定の区域内での景観形成において、必要に応じて景観法に基づく景観協議会等のしくみを活用し、関係者が協議できる場づくりを行います。

### (5) 市民・事業者の取組みの支援体制の検討

市民・事業者が主体的に景観形成の取組みを進めていけるよう、景観法に基づく景観整備機構の指定などを活用した支援体制を検討します。

### 3. 取組み熟度に応じたステップアップ（段階的な戦略）

既存の制度に加え、景観法の制度なども積極的に活用しながら、熟度に応じて段階的に取り組む戦略（ステップアップ）を採り、景観施策を順次充実、発展させていきます。

#### （１）第１ステップ：基本的な制度の運用と景観まちづくりに向けたアクションへの支援等

第１ステップとして、景観条例、景観計画等に基づく各種制度を運用し、良好な景観形成に向けた誘導等を図っていきます。

加えて、住民等が参画する景観まちづくりワークショップの実施などを通じて、景観形成に向けた意識の醸成、啓発に向けて各地での取組みを促していきます。

さらに、景観づくりに関わる市民や各種団体等との連携による景観フォーラム、シンポジウムの開催など、市民、事業者、市の意識の醸成、啓発に向けた事業を展開していきます。

#### （２）第２ステップ：各種事業等を通じた景観形成と、景観まちづくりのステップアップの支援

次の段階として、景観法に基づく仕組みを運用しながら、「景観重点地区」等を中心として現在進捗しつつある各種事業を通じ、新たな景観形成を実現していきます。

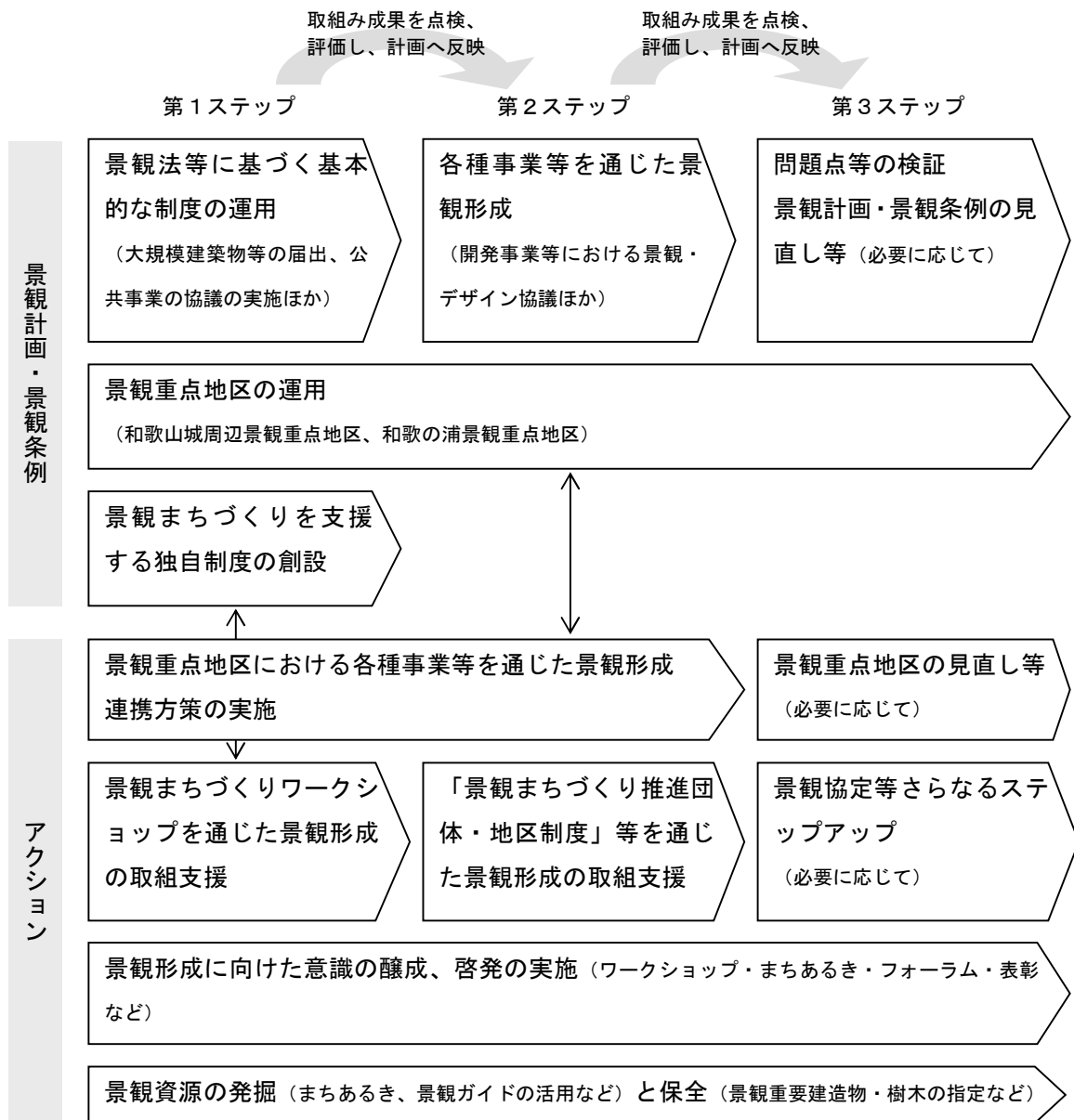
また、ワークショップの成果をもとにさらに景観まちづくりをステップアップさせていくべく、「景観まちづくり推進団体制度」「景観まちづくり推進地区制度」の他、さまざまなソフトの支援策なども組み合わせながら、地域発の景観まちづくりを支援していきます。

#### （３）第３ステップ：景観施策のさらなるバージョンアップと連携の取組みの拡大

景観法に基づく仕組みの運用実績が一定進捗して、課題等が明らかになってきた段階で、景観施策のさらなるバージョンアップを検討していく取組みを進めます。

さらに、第２ステップの取組みを継続、発展させながら、ほかの施策との連携を強め、景観重点地区や、景観まちづくり推進地区等での取組みを広げていきます。

これらの各ステップにおいては、景観施策の取組み成果を点検、評価し、必要に応じて景観計画の見直し等を進めていくサイクルを採り入れることとします。



V 計画の推進に向けて

図 19 取組み熟度に応じたステップアップ